

新潟県条例第47号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
早 通 北 住 宅	新潟市北区早通北5丁目	早 通 北 住 宅	新潟市北区早通北5丁目
		藤 見 町 住 宅	新潟市東区藤見町1丁目
		石 山 第 一 住 宅	新潟市東区東中島1丁目
		石 山 第 二 住 宅	新潟市東区東中野山3丁目及 び東中野山4丁目
文 京 町 住 宅	新潟市中央区文京町	文 京 町 住 宅	新潟市中央区文京町
(略)		汐 見 台 住 宅	
		新潟市中央区汐見台	
(略)		(略)	
新 金 沢 住 宅	新潟市秋葉区新金沢町	新 金 沢 住 宅	新潟市秋葉区新金沢町
		小 針 住 宅	新潟市西区小針藤山
		小 針 ヶ 丘 住 宅	新潟市西区小針西1丁目
		小 針 西 住 宅	新潟市西区小針西2丁目
(略)		(略)	
上 除 住 宅	長岡市上除町甲	上 除 住 宅	長岡市上除町甲
(略)		稲 葉 住 宅	
		長岡市稲葉町	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表稲葉住宅の項を削る改正は、公布の日から施行する。